

公布された規則のあらまし

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 38 号）

- 1 高木県営住宅（佐賀市）に有料の駐車場を設置することとした。（別表第 3 関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行することとした。